

「当面の取扱い」について

1 当面の取扱い

臨床研修病院の指定基準のうち、受け入れる研修医の数、医師数、指導医の臨床経験については、現在、省令及び通知の指定基準の規定と異なる取扱いを行っているところであり、これらの取扱いについては、「平成19年3月31日までの間に、臨床研修の実施状況を把握の上、同年4月1日以降も当該取扱いを継続するか否かを含め、再検討を行うもの」とされている（資料1-1）。

	当面の取扱い	施行通知の規定
受け入れる研修医の数	おおむね、病床数を8で除した数を超えない範囲とすること	原則として、病床数を10で除した数又は年間の入院患者数を100で除した数を超えないものであること
医師数	適用しない	医療法施行規則第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること
指導医の臨床経験	5年以上	原則として、7年以上

2 留意点

これらの取扱いについては、新たな医師臨床研修制度の実施に向けての体制整備に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性や、あるいは都市部において研修を受ける研修医数が増加し、地方に定着する医師数の減少を惹起する可能性など地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから設けられたものであり、この点についても留意が必要である。

3 現状

(1) 受け入れる研修医の数について

通知の本則の規定を単純に適用することとした場合、平成19年度の研修プログラムに参加する予定の2,380病院中、最大

で74病院が指定基準を満たさなくなる可能性がある。

※平成18年度に各病院から報告されたデータから計算

(2) 医師数について

省令の本則の規定を単純に適用することとした場合、平成19年度の研修プログラムに参加する予定の2,380病院中、214病院が指定基準を満たさなくなる可能性がある。

※平成18年度に各病院から報告されたデータから計算

(3) 指導医について

通知の本則の規定を単純に適用することとした場合、いくつかの病院が指定基準を満たさなくなるか測定することは困難であるが、いくつかの病院については指定基準を満たさなくなることが予想される。